

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
翌日の
翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の役員の住所の変更（〃）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の認可（〃）

保安林の指定の解除予定（三件）（造林課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇ 教委告示 教育委員会の招集（総務課）

◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律による
聴聞（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第八百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり国府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 正 剛	岩美郡国府町大字谷一六〇
〃	大久保 宗 一	〃 大字国分寺二九
〃	青 木 廉 治	〃 大字町屋二四六一三
〃	福 谷 繁 信	〃 大字美敷三七六
〃	安 本 棟 夫	〃 大字山根九七一
〃	漆 原 康 夫	〃 大字中郷二七
〃	山 本 兼 道	〃 大字高岡四七六
〃	上 山 兼 道	〃 大字宮下三〇九
〃	谷 岡 久 治	〃 大字糸谷一六六
〃	浦 川 久 治	〃 大字麻生四〇四
〃	廣 瀬 俊 一	〃 大字広西四八一
〃	大 橋 寿 親	鳥取市杉崎三九二
〃	西 垣 伸 伸	岩美郡国府町大字庁一九八
〃	福 田 俊 雄	〃 大字法花寺四五六
〃	林 延 雄	〃 大字三代寺三三三

" 竹内光男 鳥取市東今在家四一
 " 松田道謙 " 津ノ井二一九
 " 山本 泰 岩美郡国府町大字清水二六〇
 " 下村達夫 " 大字神垣一四五
 監事 福田正明 " 大字岡益一〇三二六
 " 浦田京一 " 大字麻生三八一五
 " 田嶋京一 " 大字町屋一一九一
 昭和六十年五月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本正剛 岩美郡国府町大字谷一六〇
 " 大久保宗一 " 大字国分寺二九
 " 福田正明 " 大字岡益一〇三二六
 " 漆原康夫 " 大字中郷二七
 " 山本 進 " 大字高岡四六七
 " 広瀬 俊一 " 大字広西四八一
 " 井上春美 " 大字三代寺三〇二
 " 竹内光男 鳥取市東今在家四一
 " 中嶋喜一 岩美郡国府町大字宮下二七〇
 " 小林種夫 " 大字麻生二二四
 " 西垣 伸 " 大字庁一九八
 " 森田 茂 " 大字美敷二五一
 " 山本良一 " 大字神垣一四四
 " 田嶋京一 " 大字町屋一一九一
 " 青木廉治 " " 二四六―三

" 大橋 寿親 鳥取市杉崎三二九
 " 安本棟夫 岩美郡国府町大字山根九七一
 " 森 春樹 " 大字法花寺一一一一
 " 山田義美 " 大字糸谷一五〇
 監事 吉村 務 " 大字清水二五五
 " 小山哲男 " 大字麻生四〇〇
 " 高橋光義 鳥取市津ノ井二二〇
 昭和六十年五月二十三日就任 任期四年

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹内光男 鳥取市東今在家四一
 昭和六十年八月三十一日退任
 理事 山本 進 岩美郡国府町大字高岡四六七
 昭和六十二年七月二十五日退任
 理事 大橋 寿親 鳥取市杉崎三九二
 昭和六十二年八月十八日退任
 理事 山本正剛 岩美郡国府町大字谷一六〇
 昭和六十二年九月十四日退任

鳥取県告示第八百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 角 田 匡 民	
変更前	西伯郡名和町大字門前五〇
変更後	西伯郡名和町大字門前五〇

鳥取県告示第八百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を昭和六十二年十月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十七号

日南町土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業山上地区維持管理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場及び日野郡日南町生山六一九日南町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐野川土地改良区が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業佐野川地区農業用排水）を昭和六十二年十月十五日認可したので、同法第四十八条第十一项の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字山ノ神三二三・字木ノ村奥三五〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字山ノ神三二三・字木ノ村奥三五〇の二（以上

二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字今西字天神原一三九九の一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年八月十三日 鳥取県指令受都計三一二十第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字上泓

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二〇九

有限会社協同商事

代表取締役 壹岐宗一

鳥取市南吉方二丁目三一

有限会社ふそう地所

代表取締役 浜田幸夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和六十二年十月二十二日(木)午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和六十二年教育表彰について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年十月二十八日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び名称

島根県松江市東津田町二二五二一四三

有限会社ブル